

広島県告示第三百五十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所呉支所において、令和四年五月十二日までの間、縦覧に供する。

令和四年四月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

| 路線名 | 供用を開始する区間 | 供用を開始する日 |
|---------|--|------------|
| 県道音戸倉橋線 | 呉市倉橋町字井目木東山二〇〇〇一番一地从先から 呉市倉橋町字木長二二六〇四番四地先まで | 令和四年四月二十八日 |